

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充に関する意見書

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちの暮らしや学びに大きな影響を与えている。

平成26年1月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、同年8月には子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定された。同大綱では、教育の支援について、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図るという基本的な方針が示された。

しかし、保護者等の負担が十分軽減されたわけではなく、高等学校段階においては、高校生等奨学給付金制度が創設されたものの、高校生等奨学給付金制度の対象とされる低所得世帯を除けば、高等学校等就学支援金で充てられる授業料以外の入学料や教材費、部活動のための経費等は、依然として保護者等が負担する必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、子供の貧困対策に関する大綱に基づく施策をより一層推進するとともに、就学及び修学支援に関する制度をさらに拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 7 日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

宛（各 通）